

平成22年第1回臨時会

行 政 報 告 ②  
(平成22年度 保険料確定賦課の概要)

平成22年7月30日

## 目 次

1	保険料率	P 1
2	確定賦課の内容	P 1
3	保険料額・所得額別被保険者数	P 2
	(1) 保険料額別の被保険者数	P 2
	(2) 所得額（旧ただし書所得）別被保険者数	P 3
4	保険料の軽減措置	P 4
	(1) 低所得者の軽減措置	P 4
	(2) 被用者保険の被扶養者であった被保険者への対応	P 5
	(3) 療養給付費等が著しく低い地域における保険料率（不均一賦課）	P 7
	(4) 保険料の各種軽減措置の合計（平成 22 年度）	P 7

## 1 保険料率

後期高齢者医療では、2年間を通じて財政の均衡を保つことになっております。本年（平成22年度）は、初めての保険料率改定が行われました。

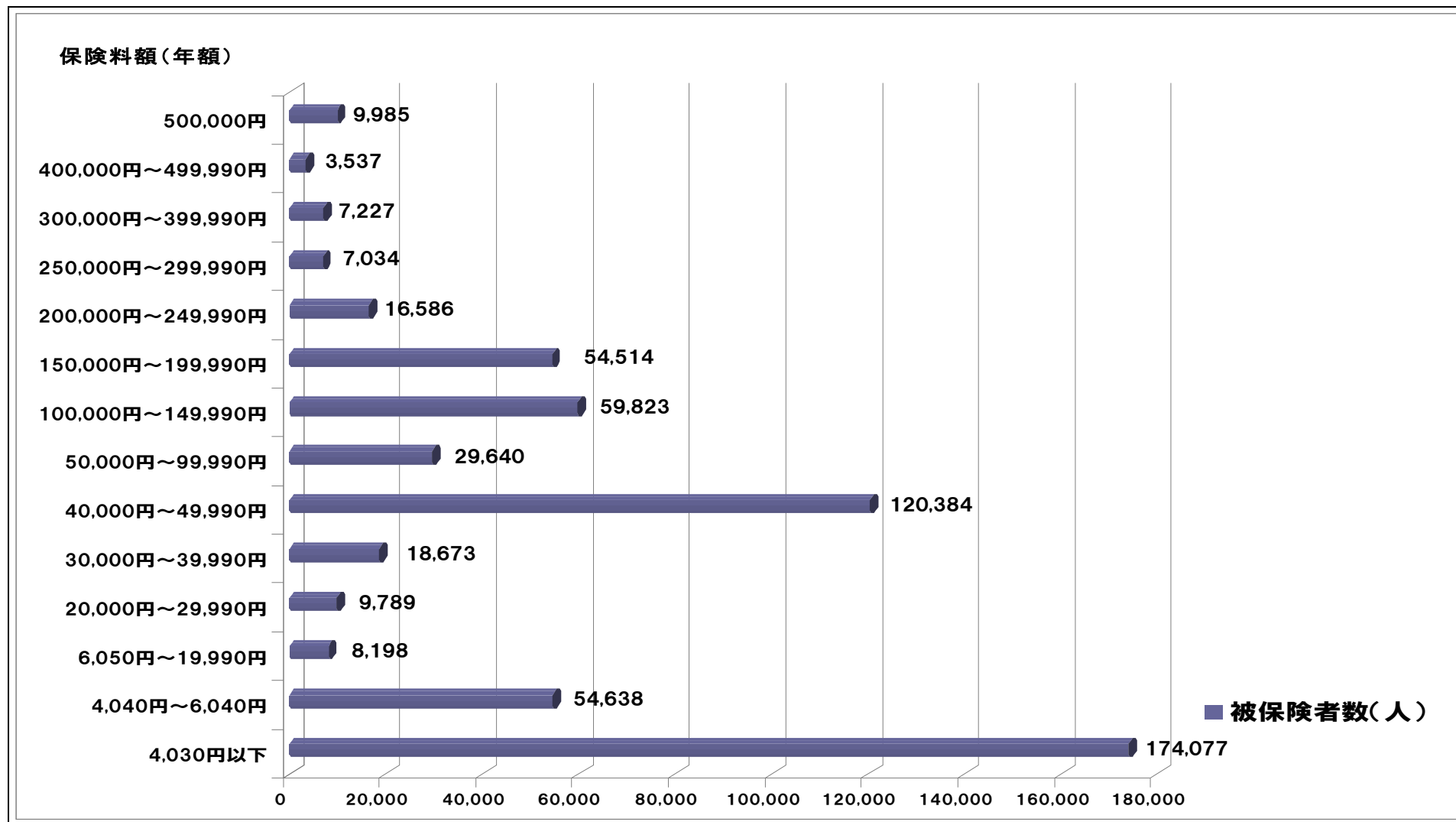
	平成22・23年度	(参考) 平成20・21年度
(1)均等割額	40,300円	42,530円
(2)所得割率	7.75%	7.96%

## 2 確定賦課の内容

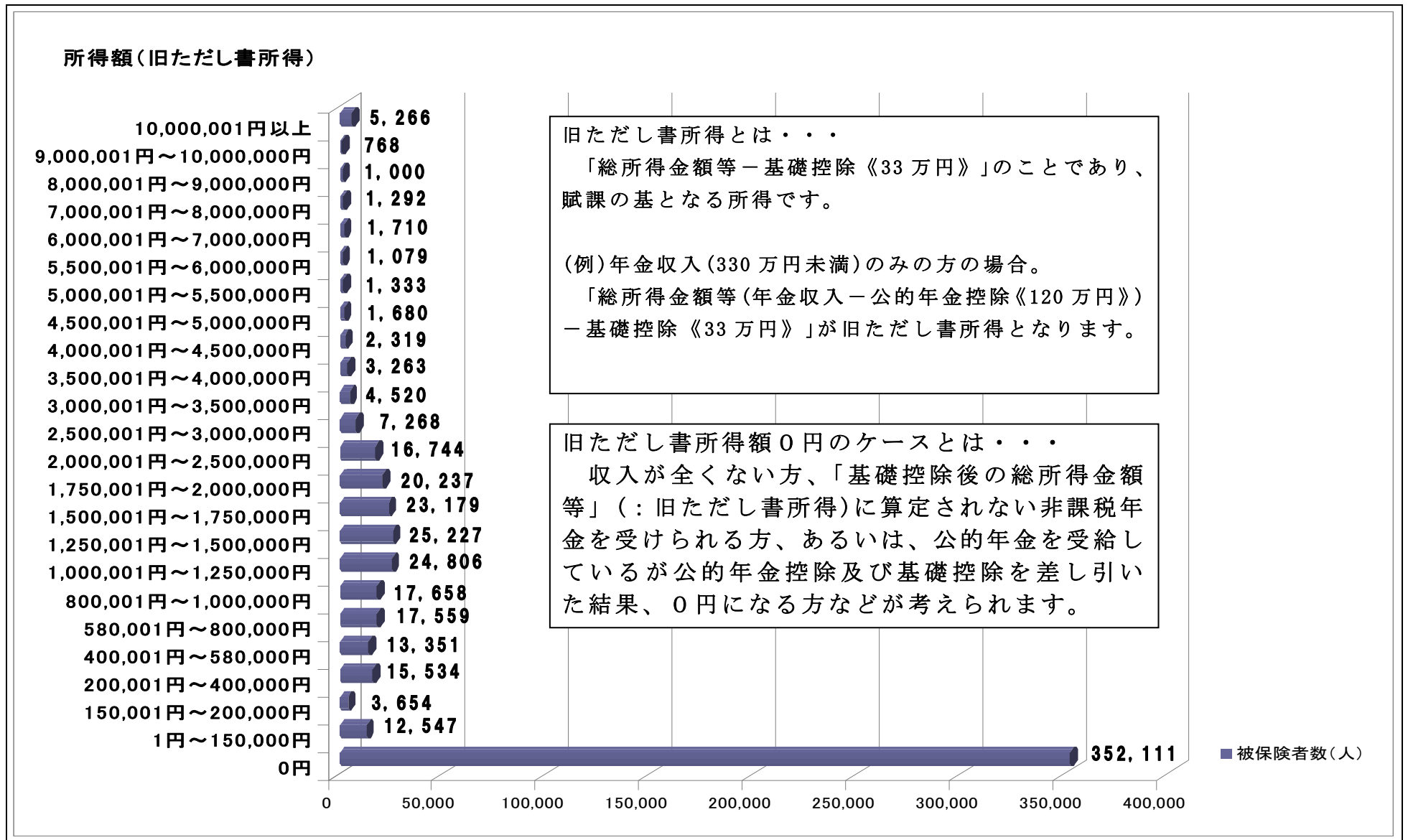
	平成22年度	(参考) 平成21年度
(1)賦課総額	40,729,848,430円	40,166,756,610円
(2)賦課人数	574,105人	541,121人
(3)平均賦課額	70,945円	74,229円

### 3 保険料額・所得額別被保険者数

#### (1) 保険料額別の被保険者数



(2) 所得額（旧ただし書所得）別被保険者数



## 4 保険料の軽減措置

### (1) 低所得者の軽減措置

#### ア 均等割額の軽減

- 所得が一定額以下の被保険者に対し、均等割額を9割・7割(8.5割)・5割・2割の軽減措置を講ずる。
- 上記の軽減措置による財源は、埼玉県(3/4)、市町村(1/4)が負担する。(9割軽減のうち、2割軽減分については国が全額負担する。)
- 平成20、21年度は経済危機対策として、7割軽減に該当する被保険者に対し、8.5割の軽減措置を講じた。平成22年度以降においても当分の間、この軽減を継続する。(8.5割軽減のうち、1.5割軽減分については国が全額負担する。)

#### 軽減賦課の状況(均等割額)

軽減内容	平成22年度		(参考)	平成21年度	
	対象者数	軽減額	対象者数	軽減額	
9割軽減	107,290人	3,889,806,700円	100,491人	3,844,219,410円	
7(8.5)割軽減	62,087人	2,125,651,900円	55,278人	1,996,692,480円	
5割軽減	11,513人	231,805,050円	10,607人	225,414,270円	
2割軽減	34,962人	281,657,720円	31,572人	268,468,470円	
合計	215,852人	6,528,921,370円	197,948人	6,334,794,630円	

イ 所得割額の軽減

○基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者について、所得割額を5割軽減する。

軽減賦課の状況（所得割額）

軽減内容		平成22年度		(参考)	平成21年度
		対象者数	軽減額	対象者数	軽減額
5割軽減（合計）		45,071人	491,255,110円	41,697人	466,115,200円
5割軽減 (内訳)	均等割7(8.5)割軽減と重複	6,990人	21,827,860円	6,447人	21,197,530円
	均等割5割軽減と重複	4,594人	42,175,430円	4,201人	39,812,580円
	均等割2割軽減と重複	19,023人	237,168,370円	17,359人	221,560,780円
	所得割額軽減のみ	14,464人	190,083,450円	13,690人	183,544,310円

(2) 被用者保険の被扶養者であった被保険者への対応

○被用者保険の被扶養者であった方の保険料は、資格取得日から当分の間、所得割額は課さず、均等割額は5割軽減とする。

○上記の軽減措置による財源は、埼玉県(3/4)、市町村(1/4)が負担する。

○平成20、21年度は激変緩和措置として、均等割額を9割軽減の措置を講じた。平成22年度以降においても当分の間、被保険者となってから2年間の軽減期間の規定を無くし、この軽減を継続する。(このうち4割の軽減措置に係る財源については、国が全額負担する。)

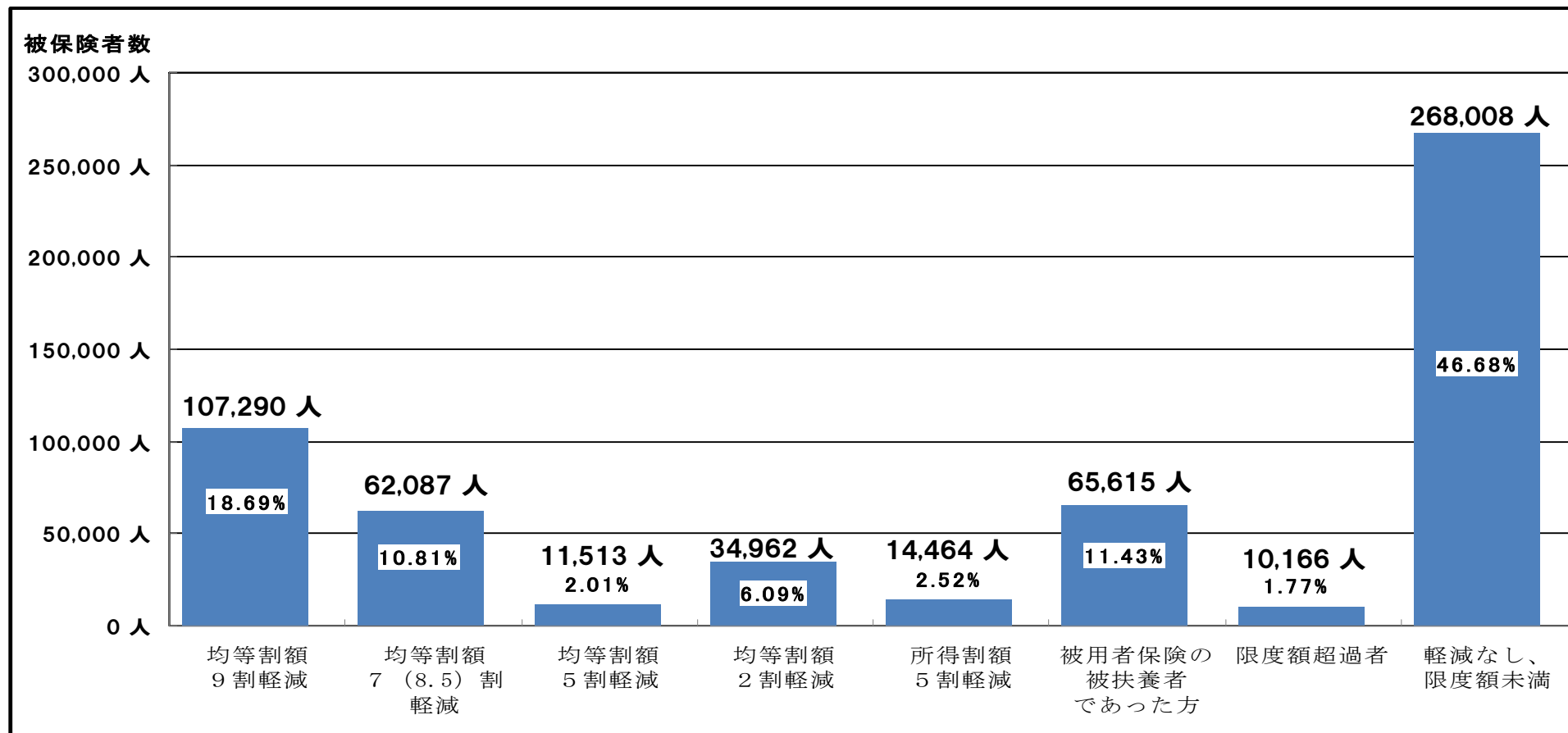
軽減賦課の状況（被用者保険被扶養者の軽減）

軽減内容	平成22年度		(参考)	平成21年度
	対象者数	軽減額	対象者数	軽減額
均等割額9割軽減 (被扶養者)	65,615人	2,377,815,550円	65,700人	2,511,628,230円

※上記(1)、(2)の軽減措置による各区分別の状況については、別表(7頁)のとおり

(別表)

## 保険料軽減等区分別の状況



※ (%) は全体に占めるその該当人数の割合を示しています。

※被用者保険の被扶養者であった方は所得割額の賦課がなく、均等割額は 4,030 円 (本来の均等割額の 1/10)  
小鹿野町の場合、均等割額は 3,600 円



(3)療養給付費等が著しく低い地域における保険料率（不均一賦課）

○埼玉県全体における1人当たりの療養給付費に対して、20%以上低い一人当たりの療養給付費となっていた小鹿野町については、激変緩和措置として保険料率を平成20年度から平成25年度までの6年間軽減する。

○軽減措置は2年ごとにその率が縮小されることとなっており、平成20年度から平成23年度における保険料率等は、以下表のとおり。

	平成22・23年度	(参考) 平成20・21年度
(1)均等割額	36,020円	35,760円
(2)所得割率	6.93%	6.70%
(3)均一保険料率に対する調整割合	89.4%	84.1%

※軽減措置に伴う財政負担は、国(1/2)、埼玉県(1/2)が負担する。

不均一賦課の状況

軽減内容	平成22年度		平成21年度	
	対象者数	軽減額	対象者数	軽減額
保険料率の軽減	2,275人	14,041,790円	2,262人	21,233,290円

(4)保険料の各種軽減措置の合計(平成22年度)

項目	対象者数	軽減額
均等割額軽減	215,852人	6,528,921,370円
被用者保険被扶養者の軽減	65,615人	2,377,815,550円
所得割額軽減	45,071人	491,255,110円
小鹿野町における軽減（不均一賦課）	2,275人	14,041,790円
合計	*328,813人	9,412,003,820円

\*合計人数については、複数の軽減項目に重複している被保険者が存在するため、延べ人数となります。